⑤　前項により更生担保権が消滅したときは、当該不動産にかかる更生担保権者は、すみやかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。なお、管財人が上記②の元本確定登記手続及び③の変更登記手続を省略し、更生担保権の消滅後に担保権の抹消登記手続を行うことを妨げない。

⑶　船舶及び動産にかかる更生担保権

①　別表12―３「存続する担保権一覧表（船舶及び動産）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。ただし、未確定更生担保権については確定した額を新しい債権額とし、その額の限度で存続する。

②　同表記載の更生担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額または極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

③　同表記載の被担保債権の弁済が完了したときは、①の担保権は消滅する。

④　前項により更生担保権が消滅したときは、当該船舶及び動産にかかる更生担保権者は、すみやかに当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。なお、管財人が上記②の変更登記手続を省略し、更生担保権の消滅後に担保権の抹消登記手続を行うことを妨げない。

⑷　リースにかかる更生担保権

①　別表12―４「存続する担保権一覧表（リース）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　同表記載の被担保債権の弁済が完了したときは、①の担保権は消滅する。

⑸　有価証券にかかる更生担保権

①　別表12―５「存続する担保権一覧表（有価証券）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　同表記載の担保権は、次のいずれかの場合に消滅する。

イ　管財人が第３章第１節５⑵①記載の売却手続により売買契約を締結したとき

ロ　管財人が第３章第１節５⑵④に従い担保権者に担保有価証券を代物弁済したとき、又は担保権者が管財人に対し代物弁済を希望しない旨を表示したとき

⑹　預金にかかる更生担保権

①　別表12―６「存続する担保権一覧表（預金）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　管財人は、同表記載の質権設定預金について、質権者に対する弁済に充てるため、その弁済額相当額を取り崩すことができる。

③　同表記載の質権設定預金に対する質権については、当該質権者に対する弁済に充てるためこれを取り崩す旨を管財人が当該質権者に通知したときに消滅する。この場合、質権者は当該質権設定預金の預金証書を管財人に返還する。

２　存続しない担保権

更生会社の財産に設定された全ての担保権は、別表12―１乃至６に記載された担保権を除き、更生計画認可決定と同時に消滅する。消滅した担保権にかかる登記を有する者は、当該担保権の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後、２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第２節　資産処分の場合の措置

管財人は、裁判所の許可を得て、別表13―２「担保権の目的物一覧表（処分予定土地）」、別表13―４「担保権の目的物一覧表（処分予定建物）」、別表13―５「担保権の目的物一覧表（処分予定区分所有建物）」及び別表12―５「存続する担保権一覧表（有価証券）」記載の不動産及び有価証券を第３章第１節（処分価格連動）の規定に従って売却処分し、また、更生計画遂行に必要な場合には、これら以外の資産を売却処分することができる。

第３節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、会社が負担する。

第６章　弁済資金の調達方法と予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、手持預金、資産売却処分による売得金、営業収益金、新株式に対する払込金、必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等をもってこれに充てる。

第２節　予想超過収益金の使途

更生期間中に予想超過収益が生じた場合には、運転資金及び事業上の必要な資金に充て、さらに余裕あるとき、並びにその他の事情により、繰上げ弁済が適当と考えられるときは、裁判所の許可を得て、一般更生債権及び更生担保権の繰上げ弁済に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　支払共益債権

更生手続開始決定の日の翌日から平成21年３月31日までに支払った共益債権は約438億3,310万円であり、その明細は別表14「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。

２　未払共益債権

平成21年３月31日現在の未払共益債権は約328億6,471万円であり、その明細は同表記載のとおりである。

３　共益債権の弁済方法

前記２の未払共益債権及び平成21年４月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、資産売却処分による売得金及び営業収益金等をもって随時弁済する。

第７章　会社の措置

第１節　株主の権利の変更

１　株式の取得

会社は、次の各号の定めのとおり、その発行する株式の全部を無償で取得する。

⑴　会社が取得する株式の数

43,100,000株（発行済株式の全部）

⑵　会社が前号の株式を取得する日

後記第２節１⑴の定めに従って発行される新株にかかる新株発行が効力を生じた日（以下「新株発行効力発生日」という）

２　株式の消却

会社は、新株発行効力発生日において、前記１により取得した自己株式の全部を消却する。

３　資本金の額の減少

会社は、次の各号の定めのとおり、その資本金の額を減少する。

⑴　減少する資本金の額

70億5,500万円（資本金の全額）

⑵　資本金の額の減少が効力を生ずる日

新株発行効力発生日

第２節　募集株式の発行

１　払込によらない募集株式の発行

⑴　会社は、第３章第３節２⑴③に定めるとおり一般更生債権者に対して新株式を代物弁済することに伴い、当該免除後の一般更生債権を現物出資財産として、次のとおり募集株式を発行する。

①　募集株式の種類：Ａ種類株式

②　１株の払込金額：300万円

③　募集株式の数：303株

④　現物出資財産の内容及び価額（１株あたり）：免除後の一般更生債権300万円

⑤　募集株式と引換えにする現物出資財産の給付期日：更生計画認可決定の日から３か月を経過する日の属する月の末日

⑥　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：

増加する資本金　９億0900万円

増加する資本準備金の額　０円